

# 唐津藩歴代藩主年表

## 寺沢氏時代

【寺沢志摩守<sup>ひろたか</sup>広高】

文祿二年 (二五九三)

慶長五年 (二六〇〇)

慶長七年 (二六〇二)

慶長十三年 (二六〇八)

慶長十九年 (二六一四)

元和元年 (二六一五)

元和二年 (二六一六)

元和八年 (二六二二)

寛永十年 (二六三三)

- ・松浦郡内支配(文祿四年、慶長二年領有との説もある)
- ・石高、松浦郡内六万三千石、薩摩国出水郡内<sup>いづみ</sup>二万石、計八万三千石。
- ・石高、関ヶ原の戦功で天草四万石を増。合計十二万三千石。
- ・唐津城起工。
- ・唐津城完成。名護屋城の用材、道具使用。
- ・出水郡二万石と筑前<sup>いと</sup>怡土郡二万石と交換。
- ・このころから領内の再検地実施。
- ・九月、検地帳作製し村々に下付。一般的に「元和<sup>げんな</sup>検地」と呼ぶ。
- ・有浦新田開発完成、十八年を要したという。このほかに町内では、普恩寺新田、座川内川井<sup>いび</sup>樋も造成したと伝えられる。
- ・四月、江戸にて死去(七十一歳)。前志州太守休甫宗可大居士。唐津市鏡神社境内に墓碑立つ(値賀川内石工の工事ともいう)

【寺沢兵庫頭<sup>かたなか</sup>堅高】(「よしたか」と呼ぶのが正しいとの説もある)

寛永二年 (二六二五)

寛永十三年 (二六三六)

寛永十四年 (二六三七)

寛永十五年 (二六三八)

正保四年 (二六四七)

- ・十二月、家督相続(十七歳、広高の次男)
- ・八月、惣庄屋役料百石あて支給制実施。
- ・十月、天草島原一揆<sup>い</sup>発生。
- ・二月、原城陥落、一揆勢全滅。
- ・四月、知行没収、閉居を命ぜらる。後に旧知行八万三千石(松浦郡、怡土郡)を与えられる。
- ・十一月、江戸にて自殺(三十九歳)。孤嶺(峯)院白室宗不大居士。この結果、寺沢氏断絶、家臣浪人となる。

## 幕領時代

正保五年 (二六四八)から慶安二年(二六四九)まで。

正保五年 (慶安元年) 一月、幕府領(天領)となる。上使 水谷伊勢守 中川内膳正。

## 大久保氏時代

【大久保加賀守<sup>ただもと</sup>忠職】

慶安二年 (二六四九)

七月、幡磨<sup>あかし</sup>の明石(七万石)から入部。知行八万三千石。

寛文十年 (一六七〇)

【大久保出羽守忠朝】

寛文十年 (一六七〇)

延宝二年 (一六七四)

延宝六年 (一六七八)

松平氏時代

【松平和泉守乗久】

延宝六年 (一六七八)

- ・波多氏没落後、寺沢氏から知行を得ていた元松浦党の一員有浦氏を、寺沢氏断絶後浪人していたのを重用した(この縁で大久保氏転封に伴い転住、後に小田原に定住した)

- ・寺沢氏時代の地方知行制を廃止し、家臣に対し蔵米知行制を実施した。また郷村支配強化のため、名頭制度を設け、庄屋―名頭―百姓代の村方三役制を定めた。

- ・四月十九日、死去(六十七歳)。本源院殿前加州太守日禅大居士。唐津市和多田丸宗公園に頌徳碑が立つ(値賀川内石工の作)

- ・家督相続(三十九歳)

- ・このころから庄屋の転村制を実施、十カ年を定めて転村させ一般化した。後にこの期限も名ばかりとなり、勤務成績で大小村に配転した。

- ・正月、下総佐倉へ転封。

- ・正月、大久保忠朝と入れ替え佐倉(六万石)から入部。七万石(恰土郡内一万三千石を幕府に引き揚げ)

天和二年 (一六八二)

天和二年 (一六八二)

天和三年 (一六八三)

貞享三年 (一六八六)

【松平和泉守乗春】

貞享三年 (一六八六)

元禄三年 (一六九〇)

【松平和泉守乗邑】

元禄三年 (一六九〇)

元禄四年 (一六九一)

土井氏時代

【土井周防守利益】

元禄四年 (一六九一)

- ・唐津領内大飢きん。

- ・五月、このころから領内に高札場が設けられた(外津、仮屋浦にも設置)

- ・九月、餓死者供養の回向寺として、唐津市海士町に無量軒を建てた。

- ・七月十七日、江戸にて死去(五十四歳)。源正院殿前泉州刺史大誉円記英徳大居士。

- ・家督相続(三十三歳)、乗久の次男。

- ・九月五日、江戸藩邸で死去(三十七歳)。愛光院殿前泉州太守快誉廓白撤心大居士。

- ・家督相続(五歳)

- ・二月、参勤期間中で唐津に来ないうちに志摩の鳥羽に転封。

- ・二月、鳥羽から唐津に入部。七万石。

- ・奥清兵衛を迎えた。奥清兵衛は儒医、郡奉行を勤め、唐津民間塾の先達として活躍した。

正徳三年 (一七二二)  
【土井大炊頭利実】

正徳三年 (一七二二)  
享保七年 (一七二二)  
享保九年 (一七二四)  
享保十七年 (一七三二)  
元文元年 (一七三六)

【土井大炊頭利延】

元文元年 (一七三六)  
元文四年 (一七三九)  
延享元年 (一七四四)

【土井大炊頭利里】

延享元年 (一七四四)  
延享二年 (一七四五)  
延享四年 (一七四七)

・五月二十三日、死去(六十四歳)。諦玄院殿前防州廓誉高峯徳雄大居士。

・七月十二日、家督相続(十七歳)。利益の長男。

・六月、唐津藩享保の改革布達。

・藩校「盈科堂」開校。

・享保の大飢きん、藩主自ら救援に当たる。

・十一月二十六日、江戸にて死去(四十七歳)。宝真院殿前大倉穂蓮社明誉勇仁宗和居士。

・十二月二十七日、家督相続(十四歳、幕府には十七歳と届け出)

・二月、唐津藩元文の改革布達。

・七月十六日、唐津にて死去(二十二歳)。諦了院前大倉令真誉寂照堪然居士。墓は唐津市神田愛宕山にあり、郡内の農民を使い、二カ年かかつて延享三年(一七四六)六月十五日完成した。

・九月、家督相続(二十歳)。利延の実弟。

・三月、大庄屋、町方惣代の席争い(砂子の席論)

・十二月、延享の儉約令布達。

宝暦十一年 (一七六一)

宝暦十二年 (一七六二)

宝暦十三年 (一七六三)

水野氏時代

【水野和泉守忠任】

宝暦十二年 (一七六二)  
宝暦十三年 (一七六三)

明和八年 (一七七二)

安永四年 (一七七五)

文化八年 (一八一二)

【水野佐近将監忠鼎】

安永四年 (一七七五)  
天明三、四年 (一七八三、八四)

寛政六年 (一七九四)

寛政十三年 (一八〇二)

・一月、社倉米制度をつくった。

・九月、下総国古河へ転封の命下る。

・五月、水野氏に唐津城引き継ぎ。

・九月三十日、岡崎から唐津へ転封を命ぜられる。

・五月入部、六万石(前任土井氏の七万石のうち怡土郡内三カ村、松浦郡内浜崎など十カ村、計一萬石が幕領となる)

・七月二十日、虹ノ松原一揆発生。

・九月、隠居。江戸三田の別邸住まい。

・十二月、死去(七十六歳)

・九月、家督相続(三十二歳)

・天明の大飢きん。

・五月、唐津藩の藩政改革布達。

・一月、藩校「経誼館」開設。

文化二年 (一八〇五)

【水野和泉守忠光】

文化二年 (一八〇五)

文化八年 (一八一二)

文化九年 (一八一三)

文化十一年 (一八一四)

【水野和泉守忠邦】

文化九年 (一八一三)

文化十四年 (一八一七)

小笠原時代

【小笠原主殿頭長昌】

・『肥前国産物絵図』藩士木崎攸軒が安永から天明にかけて十数年かけて描いた唐津藩の産業図。

・九月五日、隠居(六十二歳)

・九月、家督相続(三十五歳)、忠鼎の嫡子。

・五月、朝鮮通信使応接のため、日本側正副使が領内を通過、呼子から対馬厳原に向う。

・八月、隠居(四十二歳)

・三月一日、江戸青山の別邸で死去(四十四歳)。唐津市大石町雄岳に、御剣と御衣を埋めた墓碑がある。碑の前面に「故唐津城主水野織部正諱忠光公三位」、側面に「徳照院叡嶽宗後大居士」、「文化十一年甲戌四月四日終」ともある。

・八月五日、家督相続(十九歳)、忠光の嫡子。

・九月、遠州浜松に国替え。転封に際し一万石(草高で約一万七千石)上知(大川野組、平原組、厳木組地内)、『松浦史』

文化十四年 (一八一七)

文政元年 (一八一八)

文政三年 (一八二〇)

文政六年 (一八二三)

【小笠原耆岐守長泰】

文化六年 (一八二三)

天保四年 (一八三三)

【小笠原能登守長会】

天保四年 (一八三三)

天保五年 (一八三四)

天保七年 (一八三六)

【小笠原佐渡守長和】

天保七年 (一八三六)

・九月十四日、陸奥国棚倉(六万石)から転封(十二歳)。六万石。

・十月、大土井一揆発生。

・十月、御国益方の設置。楮植え付け奨励。

・九月二十六日、江戸藩邸で死去(二十八歳)。靈源院殿前肥州太守廓岩崇徹大居士(郷土史誌『末盧国』の306ページには日蓮宗戒名で靈源院殿智水日徹大居士とある)

・十二月二十九日、家督相続(十七歳)

・借財三十三万兩。御趣法方と交易所設置、日銭制度。

・七月二十四日、隠居。

・九月、家督相続(二十二歳)

・四月九日、唐津に御国入り。

・天保の大凶作。

・二月十九日、江戸藩邸で死去(二十六歳)。韜光院殿前能州太守華嶽崇栄大居士。

・五月、家督相続(十四歳)

天保九年 (一八三八)  
天保十一年 (一八四〇)

【小笠原佐渡守長国ながくに】

天保十二年 (一八四二)  
天保十三年 (一八四三)

弘化三年 (一八四六)  
元治元年 (一八六四)

明治二年 (一八六九)  
明治三年 (一八七〇)

明治四年 (一八七二)

- ・ 九月二十一日、唐津に初の御国入り。
- ・ 九月、このころから幕領一揆いぎ発生（五ヶ山騒動）
- ・ 八月、「勸農書」を布達。
- ・ 十月二十二日死去（十九歳）。唐津近松寺に墓碑。祥鳳院前佐州大守瑞巖崇輝大居士。

- ・ 四月五日、家督相続（十八歳）
- ・ 十月、「御主意ごうせ楮」の植え付け呼びかけ。
- ・ 四月十二日、初の御国入り。
- ・ 五月 石炭役所設置。
- ・ 三月、宗門、人別改め変更。
- ・ 八月、長州征伐、小倉に出兵。
- ・ 六月十九日、唐津知藩事の辞令を受ける。
- ・ 一月、藩制改革。
- ・ 三月、第二の虹ノ松原一揆発生。
- ・ 七月十四日、廃藩置県の詔書下る。
- ・ 九月二十三日、唐津を去る。

明治五年 (一八七二)  
明治十年

【小笠原図書頭長行ながみち】

文政五年 (一八二二)  
安政四年 (一八五七)  
安政五年 (一八五八)

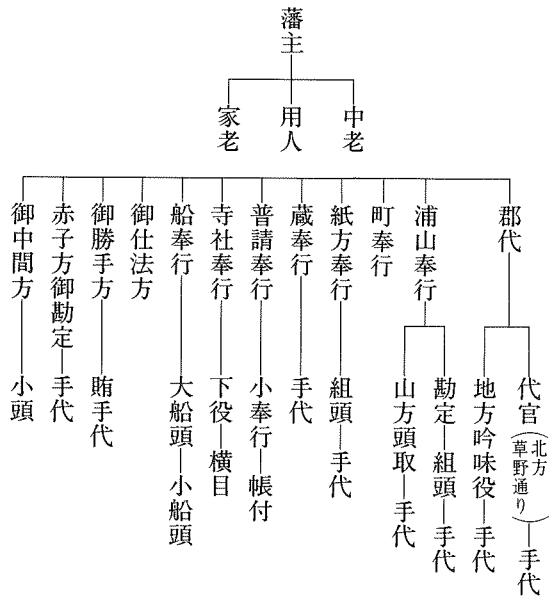
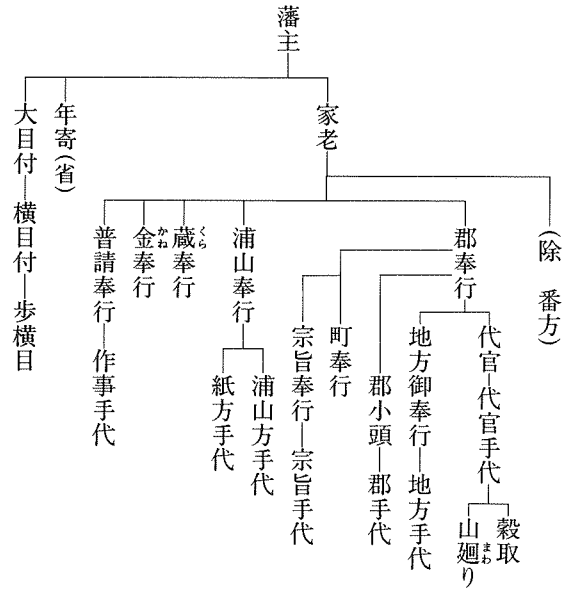
万延二年 (一八六一)  
文久元年 (一八六一)

文久二年 (一八六二)  
慶応四年 (一八六八)

明治元年 (一八六八)  
明治二十四年 (一八九一)

- ・ 二月十二日、唐津藩の諸役人を伊万里県唐津出張所に引き継ぐ。
- ・ 四月二十三日、死去（六十五歳）。本光院殿義忠長国日瑞大居士（東京・烏山、幸竜寺墓碑銘）

- ・ 五月十一日、唐津城中にて出生。実父は小笠原長昌。
- ・ 九月二十一日、長国の養嗣子となる（三十六歳）
- ・ 四月から文久元年（一八六一）四月まで三カ年間、長国の名代として藩政を執る。
- ・ 四月、「節儉箇条書」を示達。
- ・ 二月 大砲鑄造。
- ・ この年から幕政に加わり、奏者番から若年寄、老中格、老中と昇進。
- ・ 二月 長国より廃嫡の届け出。
- ・ 一月二十二日、死去（八十歳）。顕忠院殿深信長行日解大居士（東京・烏山、幸竜寺墓碑銘）

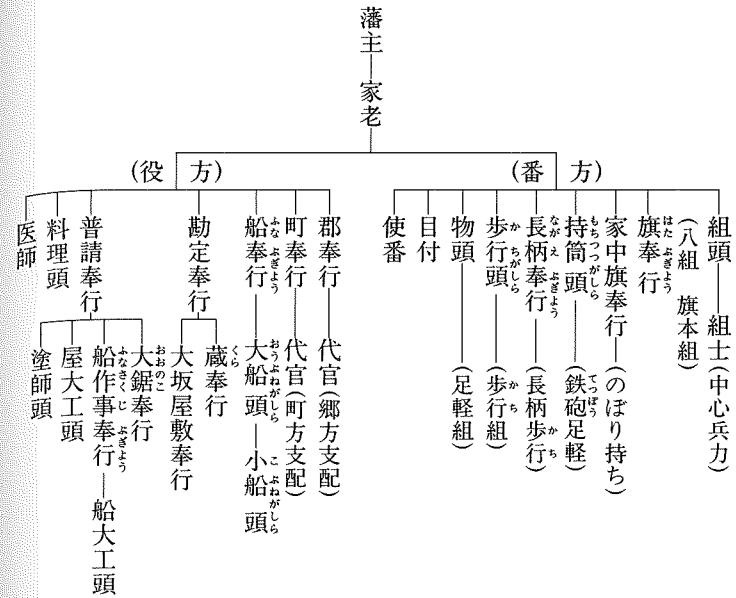


三 水野時代

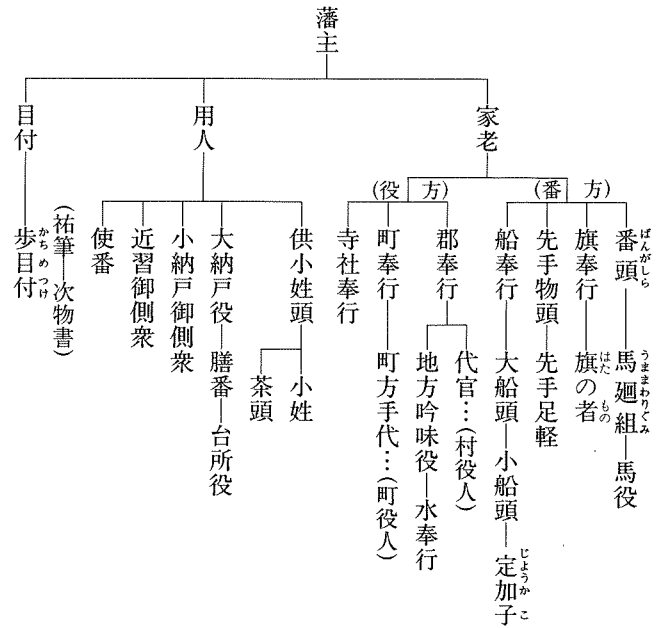
四 小笠原時代 (番方を除く)

唐津藩の職制表 (佐賀県史中巻より)

一 寺沢時代



二 土井氏時代



(No. 1)

年代	集落	(今村組) 今 村	(今村組) 値賀川内村	(今村組) 外 津 浦
慶 長				
元 和	寛 永			
慶 安				
承 応	暦 治			
寛 文				
延 宝	和 享		土井時代 清兵衛	
宝 永				
正 徳				
享 保				
元 文		1739 松本勘左衛門 (今村組大庄屋以下同)		
寛 保				
延 享		1747 松本猶八		
寛 延		1751 "		
宝 暦	和	1771 松田甚兵衛		
安 永		1777 "		
天 明				
寛 政		1798 桜井九一郎	1794 岸田喜一 1795 池田彦兵衛 1797 保利五八郎 " 五郎八	
享 和		1801 中江新六 1803 松本勘左衛門		
文 化		1816 波多治郎吉	1818 山口甚平(末蔵)	
文 政		1819 峯寛左衛門 1820 吉田八郎右衛門 1824 黒岩弥惣太安重 (値賀川内庄屋兼帯)	1823 山口金祐	
天 保		1833 " 1834 黒岩良吾 1838 "		
弘 化				
嘉 永		1853 松岡藤右衛門	1850 保利哲三郎	
安 政		1856 山村敬吾 1859 山村政太郎	1856 吉館直四郎	1857 山口善介
万 延				
文 久				
元 治				
慶 応		山村政太郎		1867 保利信成
明 治		1870 山村政太郎	1870 山村政太郎 (大庄屋兼帯)	1870 保利諸助

(No. 2)

(今村組) 普恩寺村	(今村組) 平 尾 村	(今村組) 浜野浦村	(今村組) 大 園 村
	1599 久佐衛門慶治 (初代・中山休左衛門)		
1650 弥三左衛門 (今村組大庄屋)			1650 左次兵衛
1663 弥惣左衛門 (今村組大庄屋)			1663~1668 左次兵衛
	1693 中山慶治		
			1710 喜三衛門
		1713 前田利平治	1713 山口勘七
			1737 三右衛門
1742 与助			1742 伊左衛門
1744 助三郎			
1751 利吉			1751 伊左衛門
1752 草野七郎 1771 助三郎		神田惣兵衛	
1779 与助			1777 伊左衛門
1794 今助(与助) 1799 桜井平助			1789 伊左衛門
			1803 伊左衛門
1817 草野喜之助	(9代) 中山禎吉	神田惣助	1805 辰治 1813 甚平
		1819 古河彦吉 (光之助)	1818 保利作平(新治) 1820 桜井奎平 1823 仲蔵
1832 草野七郎 1839 草野芳作	1839 禎吾	1839 古河彦左衛門	1843 与三郎(代役) 1846 " 1847 桜井忠平(改名)
	1847 中山茂三郎 1848 藤右衛門		1848 桜井忠平
		神田善八郎	
1855 網太 1859 新助		1856 古河光之助	
			1863 桜井忠平
			1865 "
1867 吉田近介・原甫助			
1870 原 甫助	1870 中山茂三郎	1870 古川光之助	1870 桜井忠平

玄海町庄屋一覽表 (村名は『松浦拾風土記』『天保郷帳』『村松文書』などによる)

(No. 3)

年代	集落	(今村組) 石田村	(今村組) 仮屋村	(有浦組) 有浦上村
慶長		1599 源吉		1608 寺田惣右衛門 (初代) (有浦組惣庄屋)
元寛	和永			(2代) 寺田惣左衛門 (有浦組惣庄屋)
慶安				(以降組元は下村に移る)
承明	応曆			(3代) 世戸善左衛門 (上村庄屋以下同)
寛文				
延天	宝和享祿			
宝永				1710 世戸惣(宗)七郎 (4代)
正徳				(5代) 世戸惣右衛門 (6代) 寺田新助
享保				
元文				
寛保				
延享				
寛延				
宝曆				
安永		1779 彦兵衛		
天明				1781 森 卯兵衛 (有浦組大庄屋以下同)
寛政		1798 峯儀一郎	1796 池田彦兵衛 池田伴吉 (恒三郎)	1794 兼武治一郎
享和				1814 兼武治一郎
文化		1816 峯儀一郎 (小加倉兼帯)	1806 岩野庸三郎	1816 吉田八郎右衛門 1817 吉田貞左衛門
文政				1819 加茂庄三郎 (秀助)
天保		1837 峯義一郎 1833 峯儀三郎 1837 峯義八郎 1843 峯禎次郎	1838 岩野寛十郎	1838 加茂信義 代役 加茂庄三郎 1840 麻生芳蔵 1847 麻生保次郎
弘化			1846 岩野庸三郎 1847 岩野官蔵	1847 松尾兵左衛門
嘉永		1853 峯禎次郎		
安政			1856 山口源三郎 1858 山口良左衛門 (大庄屋格席)	1854 波多藤三郎 (清)
万延				
文久				
元治			1864 宮崎幸之助	
慶応				1867 前田善右衛門
明治		1870 峯禎次郎	1869 世戸蘇八郎 1870 世戸 禎助	1969 加茂秀助 1871 松隈李郎 1873 大屋淑郎

(No. 4)

年代	集落	(今村組) 小加倉村	(有浦組) 有浦下村	(有浦組) 諸浦村	(有浦組) 長倉村
			日高入道宗住		
			1624~(初代)日高喜左衛門 1643 (有浦組惣庄屋)		
			(以降、下村は日高氏 世襲の有浦組大庄屋組 元となる)		
			1739 日高藤右衛門		1739 吉富源兵衛
			1753 日高喜助(大庄屋)		
			1758 "	1761 平岡徳右衛門 " 彦蔵	
			1782 日高喜兵衛 (下村庄屋)		
			(以降、組元は上村へ移る)		
			1814 (9代)日高武兵衛		
		1816 峯儀一郎 (石田兼帯)	1814 桜井唯兵衛		
			1818 日高茂兵衛	1820 平岡彦左衛門	
		1833 峯儀三郎 (石田兼帯)		1842 茂作 1844 山村兵五右衛門	1842 嘉作
		1854 渡辺治八郎	1854 小田部雄平		
			1860 小田部雄平	1860 禎助(介)	
				1866 前田藤治	
		1870 世戸初治	1868 世戸蘇八郎 1870 青木真造 1871 青木与造	1868 吉田近助(介) 1871 中川重右衛門	1870 加茂秀助 (大庄屋兼帯)



年代	集落	(馬部組) 藤平村	(有浦組) 轟木村	(馬部組) 田代村
慶長			(初代) 中山半右衛門	
元寛	和永	(初代) 中江主人重基		
慶安	安成			
承明	万應	(2代) 中江源兵衛重貞	(2代) 中山権左衛門	
寛延	天寶			
天明	天寶	(3代) 中江源兵衛重吉	(3代) 中山弥市	
正徳	徳	(4代) 中江治右衛門重里		
享保	保	1721 堀田源吾兵衛		
元寛	文保	1736 力石善兵衛	1744 (4代) 中山伝左衛門	
寛延	延			
宝暦	和		1761 (5代) 中山忠藏	
安永	永		1773 (6代) 中山平治 (7代)	
天明	明		1786 中山才治	
寛政	政			
享和	和			
文化	化	1814 力石分八	1813 (8代) 中山嘉六	
文政	政		1819 湯浅要藏	1827 坂口政之
天保	保	1842 藤田治郎左衛門 (力石治郎左衛門)	1841 (9代) 中山安平 1847 (10代) 中山覚四郎	1842 坂口弥作
弘化	化	1845 藤田治三郎		
嘉永	永			
安政	政		1854 湯浅敏三郎	
万延	延		1860 湯浅五治郎	
文久	久			
元治	治		1864 中山覚四郎	
慶応	応		1865 吉原宗平	1865 岩野官藏 1865 保利哲三郎
明治	治	1870 藤田治三郎	1869 中川重右衛門	1870 宮崎幸之助

	(有浦組) 新田村	(有浦組) 牟形村	(切木組) 座川内村	(切木組) 湯野尾村	(有浦組) 大串新田
				(初代) 中川久右衛門	
1623	新田兵部左衛門			(2代) 中川太郎右衛門	
				(3代) 中川久兵衛仲重	
				(4代) " 四郎左衛門 重恒	
			1711 溝江兵五郎		
		1730 石田惣治兵衛 石田伝右衛門		(5代) 中川善七重統	
		1753 弥右衛門			1750 (初代) 新田兵衛祐久
1762	徳田七右衛門		1763 桜井治助	(6代) 中川重右衛門 重行	1768 (2代) 伊藤了助
1763	徳田太治兵衛			(7代) 中川善右衛門 善七	
1775	池田源右衛門				1787 (3代) 伊藤新田兵衛祐利 (新助)
1784	池田文右衛門				
1789	宮崎武平	1792 大木祐左衛門		(8代) 中川重右衛門 重長	
		1803 石田惣治兵衛		(9代) 中川久兵衛 重直	
1809	大谷治吉				1817(4代) 伊藤新田左衛門祐弘
1815	山村兵五右衛門			(10代) 中川善兵衛良吾	
1830	山村兵五右衛門	1831 (10代) 竹下晋介 (轟木村兼帯) 義則	1830 喜八郎 1842 年太郎		
1848	石原基内			(11代) 中川善左衛門 信太郎重矩	
1853	石原藤介		1854 中村権右衛門 (仙太郎) 中村周三郎 中村善三郎		
1855	前田栄之助	(11代) 竹下保太郎 義住			
1860	山村秀藏	1860 竹下晋介	1860 中村専太郎		
1863	宮崎五郎左衛門	(12代) 竹下喜一郎 義知		(12代) 中川忠三郎 重教	
1870	山村実吾	1870 竹下善七	1870 中村専太郎	1871 中川忠三郎	1870 (5代) 伊藤栄太郎祐昌

## 第四節 唐津藩の政治

唐津藩は寺沢、大久保、松平、土井、水野、小笠原と、藩主が交代していたので、その藩政については、一概にはいえないし、史料も少ない。小笠原氏については、少しは史料が残されていると思われたが、小笠原藩は名代の佐幕藩であったため討幕の雄藩から白眼視され、特に長州藩からは長州征伐で恨みをもっており、仕返しを恐れて、史料を残す努力を怠ったものか、まとまった資料はほとんどない。それに引きかえ、民間の庄屋史料はかなり残されているが、その史料も土井氏以前のもの少なく、水野氏の末ごろからようやく多くなっている。

一般的に藩政の内容は、幕府に対する落ち度のない奉公と、藩主及びその家臣団の生活を維持し繁栄を計ることにあつて、その経済的基礎として、知行地とその住民を支配し、年貢米と諸運上、夫役ふやくそのほかを、最大限に徴収することであつた。

### 第一項 藩政の仕組

小笠原時代について記すと、藩政執行の最高の役所は「御役部屋」と呼ばれ、ここで藩の重役が政策を協議し、決定して、下僚に命令を出した。御役部屋は二の丸御殿と、大名小路の会所とに設けられていた。

重役以下の下僚は、番方と役方に分かれ、番方は軍事組織を作り、役方は行政組織を作つた。行政組織には裁

判や囚獄を含んでいた。

番方と役方との境界は判然としなかつたが、ここでは番方には触れず、専ら役方について述べることにする。

役方 役方で最も重要な役職は「郡代」であつた。ついで「町奉行」と「浦山奉行」。いずれも中級の給人で、役高は二百石から百五十石といわれた。

郡代 郡代の役所を「郡代所」と呼び、その下部組織に「地方役所」と「代官役所」があつた。地方役所は郡

の外地の普請カ所の調査見積り、郷蔵の建て替え修繕など、村方の生産と生活についての郡代の任務を助けた。地方役所の職員は、「地方吟味役」二、「組頭」四、「勘定」四、「手代」十人、などで構成されていた。

注 川除は江戸時代、堤防を堅固にし、川底をさらつて、河川のはらんを防ぐ工事をいう。

代官役所は、村方農民の日常生活に直接干渉し、身分的に支配する。また、地方役所と村方との仲立ち的な役割を持つていた。年貢割り付けなど藩からの命令や布達、それに人別改めと五人組の編成を通して戸籍と身分の異動と定着、役所への願書や届け書の受け付けなど、代官役所が窓口役を勤めた。代官役所を「支配役所」と呼ぶことも多い。代官役所は領内を「北方通り」と「草野通り」に区分し、二つの役所があつた。北方、草野の区分を「手永」と称し、代官役所を手永役所とも呼んだ。それぞれの代官役所は「代官」三、「手代」五人で構成した。

奉行 浦山奉行は「浦山方役所」の主宰で、ここでは漁業や山林、及び商工業に対する諸運上、冥加の徴収を主とし、併せて諸産物の振興を計つた。浦山方は奉行の下部に「浦方役所」と「山方役所」があつた。

浦方は漁業を対象とし「組頭」二、「勘定」二、「手代」七人で構成した。町方の諸運上、冥加も、ここに納められた。山方は山林の監守、諸木の植え付け、伐り出しを管理し、伐り出しにともなう運上その他を徴した。山方には、

「山組小頭」「山廻り」、「山組」という役掛りがいたが、また「山方頭取」という役名もあった。

注 冥加「江戸時代の雑税の一種。営業権の報償として納めた税。

町奉行は「町奉行所」を主宰した。町奉行の職責は、主として町の治安維持で、警察行政と町人の戸籍、身分について取り締りを行なった。町奉行所は「町役所」とも呼ばれ、その構内に「町組調所」と呼ばれる犯罪捜査の役所があり、牢屋や処刑場なども管轄した。町組には「小頭」や「組」の者が付属していた。廃藩ごころになると、「町吟味役」や「吟味手代」が記録にみえる。

#### 村方

地方や代官役所に対応して、村方には「大庄屋」「庄屋」「名頭」と称する村役人がいた。大庄屋は数カ村を束ねる村組合の長であり、併せて組元居村の小庄屋を兼ねた。庄屋は組合村の一村の長である。大庄屋には相続庄屋と転村庄屋があつて、転村庄屋は大小庄屋の区別なく異動させられた。相続庄屋はいずれも、その村に庄屋役が設置されてから代々相続の庄屋家である。庄屋の浮沈も烈しく、庄屋株の売買、新規の採用も多かったが、一応は庄屋家系が尊重され、その二、三男からの分家も多かった。

庄屋の仕事は、その月々の村内の行事、年貢、諸納め物、会計などの調査、記帳。養子、縁付き、生死などの戸籍関係記帳、届け。宗門帳控え。藩役人の回村、出張応待。田畑、道路その他の普請関係、人夫割り当て。など多様多様であつて、現在の町村役場の仕事を小型にしたようなもの。このため庄屋宅を「役場」といつていた。

庄屋の仕事を月毎に書き上げると、

一月 五日御目見えのため御城へ、それから役々様へ年始。代官手代の初御廻村で組元に出張。十一日名頭、惣代出勤、歳開き。諸帳面仕立て。年貢方諸帳面の精算と総勘定。養子、縁付、生死、帳面入り調べ。

宗門帳控え認め。宗門帳の読み合わせに組元へ出張。寺判並びに寺替え死人證文取り集め。二十日村役共庄屋元寄り合い。出生、懐胎、死失届け。紙方御用紙月割り調べ書き上げ。赤子養育願い下調べ。御田地囲い諸普請所入用竹木御渡し節、役人出張になれば入り込みの日数、御休泊の有無聞き合わせ。御中間出し替え夫人割り合い見立て。百姓共夫食所持せぬ者取り調べ。村普請の節の御領分越夫の有無組合助勢夫について検討。年中諸納め物の割り合い。村楮を取り立て紙濂きに渡す。

二月 宗門先御改め。村祈禱。夫食願い、赤子養育願い提出。家道具、薪入用材木伐り願い。楮代錢総勘定。植え継ぎ楮その他諸木植え付け心配。御買上げ貫目木割り合い及び御請け書を山方役所へ提出。人別帳の作成、読み合わせのため組元へ。二十日村寄り。出生、懐胎、死失届け。御用紙楮請け拂い。村諸入用調べ書き上げ。所々御普請所越夫割り。

三月 夫錢頭掛り錢取り立て。宗門大御改めにつき組元出張。村普請所調べ、同入用杭棚齒割り合い。二十日村寄り合い。出生、懐胎、死失届け。御用紙月割り納め。田方入用拝借鯨油受け取り。

注 夫錢「夫金、夫銀ともいう。夫役にかえて金銭で代納する税。

四月 人別改め組元へ出張。二十日村寄り合い。出生、懐胎、死失届け。御用紙月割り納め。  
五月 田方植え付け前、地拵え等都て手殿れこれなき様心配。菜種石高調べ書き上げ。二十日村寄り合い。出生、懐胎、死失届け。根付き證文認め届け。半夏取り立て。御用紙月割り納め。

六月 残り判の者、宗門改め。村祈禱。二十日村寄り合い。出生、懐胎、死失届け。御用紙月割り納め。

七月 御船宮納め澁柿割り取り立て。御厩納め飼葉割り取り立て。徳須恵駅割り取り立て。二十日村寄り合い。出生、懐胎、死失届け。御用紙月割り納め。御初米納め。

八月 御用捨米願ひ提出。御用茅藁その外諸納め物割り合ひ来夏まで納めの分。家道具、薪入用材木伐り取り願ひ。二十日村寄り合ひ。出生、懐胎、死失届け。早稲改め。御用紙月割り納め。

九月 宗門帳出入調べ、同本帳読み合わせ組元へ出張、同村中人別押し印、同寺判並びに寺受け拂ひ死人證文取り集め。晩田榭例。二十日村寄り合ひ。出生、懐胎、死失届け。御用紙皆済届け。立毛御見分大御廻村。

十月 紙勘定仕立て。年中組入用米銭割り方組元へ出張。二十日村寄り合ひ。出生、懐胎、死失届け。年中村入用銭調べ。御免割り。御救米割り。役米差し引き諸代割り。溜下米割り。状持ち給割り。年貢米納め割り付け。

十一月 長尺薪並びに御厩薪納め。年貢納め通帳仕立て。二十日村寄り合ひ。出生、懐胎、死失届け。御免定項戴。地方役所納め別納米銭取り立て。真綿代、櫛漆、水車運上取り立て。年貢取り立て、郷藏定詰め。夫食米返納。

十二月 出生、懐胎、死失届け。楮代濂賃請け取り、同小前割り渡し。紙方年賦取り立て。井樋橋割り銭取り立て。山方人足賃並びに御買い上げ竹代割り渡し。年貢通い元帳納米書き込み仕切り。御藏前欠勿足米割り取り立て。

このほか、二、八月を除き諸納め物、諸人足割りが月々にあった。

また庄屋の身分も複雑で、その席順については大庄屋の次に大庄屋末席、大庄屋席代役、同席庄屋、同席御用達御得居、大庄屋代役、大庄屋格庄屋、同格席御用達御得居、大庄屋並大庄屋、大庄屋並席庄屋、同並席御用達御得居、名字帯刀庄屋、同席御用達御得居、名字庄屋、同席御用達御得居、庄屋、庄屋格筆役、同格席御得居、

御得居。以上は殿様に御目見を許された村方の者であった。

庄屋の下の村役人に、庄屋の補佐役として「名頭」があり、庄屋、名頭の執務を監視する「惣代」がいた。名頭は庄屋の推せんで、代官役所が任命し、惣代は小前農民の総代として代官役所に届けられた。「肝煎」は小前農民が勤めた夫役を宰領した。夫役は数人が一組となつて作つた棒組で勤め、棒組の頭を「棒頭」といった。

年貢納入に際して、郷藏前で榭を使う者を「榭取」といった。役所からの公文書や布達などを隣村に通伝するため「状持」が任命されており、庄屋の小使として「手使」が置かれた。村役ではないが、「座判」と称する身分があり、御得居につぐ待遇を受けた。

浦島の村方でも、一般行政では代官役所の支配を受けるが、漁業については、浦方奉行の管轄下にあった。庄屋の役料についても、地方の場合は庄屋役地や扶持米で比較的裕福な生活が保障されたが、浦方では地理的にもその余裕がないので、「浜二分」とか「三ヶ一」とかいて、浜の水揚げから役料を得た。漁民の間では「漁人頭」や「沖場取締」が選任された。

町方 町方の町人組織としては「町大年寄」の下に各町の「町年寄」が任命され、町内を方位などで二、三に組分けし、各組に「組頭」を設けた。町小使を「町代」と称し、町代屋敷があてがわれていた。

## 第二項 藩の税制

### 検地

年貢米算出の基礎となる検地には、総検地と新田畑などの一部検地とがあつた。唐津藩では元和二年（一六一六）の総検地以来、総検地と名の付く検地は実施されず、一部検地は申請の都度実施されていた。元

和以降の一部検地でも石盛、分米は元和の基準によつていた。総検地は行なわれていないが、総検地に代るものとして反別谷別帳が作られ、一筆々がイロハ番付されて、その所在を確認し、隠田の防止に努めた。

注 隠田 中世・近世に、国家や領主に隠して租税を納めない田地。隠地。かくし田。

元和検地に際しての石盛は、反当り三、四石も見積つた田地が存在し、その一反も、余裕のないギリギリの測り方であつたので、盛太歎辛の地と称して、村方の生活難の根本的な理由になつていた。

唐津藩の物成(年貢)率は、基本的には、六公四民の村と、七公三

民の村に分かれていた。七公三民の村は、養母田、山本、千々賀、畑島、竹有、稗田、牟田部、久保、中山、半田、矢作、相知、梶山、山崎、黒岩、伊岐佐、楠の十七カ村で、残りの村は六公四民であつた。物成はその年の収穫量を坪刈りで確め、そのうえで六公四民とか七公三民とかで、公民の取り分を定めた。検見をせずに、その作柄を見極めて、それぞれの取り分を決めることも多かつた。

検見 検見には大検見と小検見があつた。唐津藩の場合、大検見は畝引検見といい、小検見は有毛検見といつたようだ。小笠原藩は本来、畝引検見を家法としたが、具体的なことはわからない。しかし作柄見分けの原則として、

「一步に粃二升これ有る時は、一反三百歩に六石也。米にて三石、此の三石の内六公四民の村方は一石八斗の年貢米也。その一石八斗を石盛にて除ける、免也。石盛三石なれば免は六ツ。但し粃一升は米五合の定法也」とあり、また一村の本途免についても、

「その村々の上、中、下、下々田の惣取り米に畑方取り米、屋敷年貢米迄も相加え候米高を、本途高にて除け申し候て、免幾ツと相定め候也」

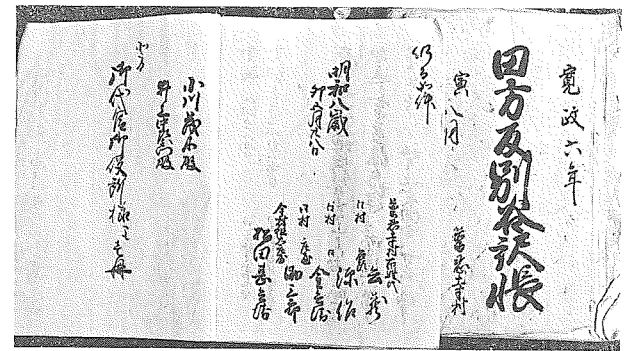
ともある。年貢収取の割合は本途免、すなわち村高は本来本途だが、その内から用捨高を控除して本途高という。いずれにしても、その割合は一般にいうところの村の免率ではないことは明らかで、免が定まって取り米が決まるのではなく、取り米の高が決つて、免が算出されたのであつた。

年貢納入の時の樹は、寺沢時代から水野の中ごろまでは一升樹だけであつたが、検見の時は一合、三合、五合樹も使われた。

古物成・小物成 物成に対して、古物成、小物成という言葉があつた。古物成は木物成で、桑、茶、紙木に一本につき米何升何合と、元和検地帳には登載された。しかしこれは本途物成に加算されており、

木物成というものはなかつた。しかしこれに近いものに、桑に關係のありそうな真綿代や樹木代といったものが、狭義の小物成に計上されていた。また、口米、夫米と称して、物成高に付属した雑税が小物成として加えられた。櫛や漆は運上の対象となつた。

広義の小物成は諸運上、冥加といった漁業、商業に対する營業税的な貢租で、主として浦山方役所で収納された。農村の場合でも、河川に於ける投網、江切り、白魚、鮎、鰻などの漁事、また山林からの竹木伐り出しに運上が掛けられた。浦島の漁業に対する運上や在町の商工業に対する運上等については、唐津藩の産業の項で詳述



田方反別谷別帳 (畑の分もある。玄海町普恩寺・池田勝義氏蔵)

する。

### 第三項 藩札

唐津藩の藩札を三錢札さんせんざというが、一般には切符とか、切手とか呼ばれていた。はじめ紙方役所から発行されたらしく、楮代こうぞや紙濂かたすとして年末ごろ前渡しされ、翌年六月ごろ正錢に引き替えられた。そのため預り札とも呼ばれた。

三錢札は、錢七十二文を銀一匁相当として、匁、分、厘で表示された銀札まがいの錢札で、匁錢という人もいた。

三錢は、本来錢算用の便宜で用いられたもので、札の発行より早く、宝曆(一七五二)のころの記録にもみられる。錢は一文を一貫文というが、百文の単位を呼称する表現はない。明治以降は百錢を一円と呼んで便利になった。

三錢勘定に先だつて、罌銀勘定というのがあった。四十八文を銀一匁として記帳し、計算したが、もともと錢貨の取り扱いは、百文の錢貨を、穴に紐ひもをとおして一連とし、その場合は百文は九十六文でよいことになっていった。すなわち九十六文に紐を通して、それが二連あれば二百文、三連あれば三百文で通用した。これを丁錢というが、罌銀は丁錢九十六文の半分、三錢の二匁は罌銀の三匁に相当した。三錢札は御趣法方以来、かなり安定した信用を保持したらしいが、長州征伐のころから急速に下落したようで、廃藩時には引き替え準備金なしの預り札として、二十万両余が藩債として新政府に引き継がれ、明治八年から十二年にかけて一匁八厘、二十匁十六錢

で交換された。

### 第四項 藩の警備

#### 番所

藩界の往還筋には番所が置かれ、郷足軽が常時数人詰めていたが、番所の近くや、戦略的な重要な地域には郷組の集団が配置された。藩主が交代し、領地が狭くなると、番所も郷組も藩外となるものがあり、藩政の末期には鏡警衛所と呼子警衛所が設置された。郷組の部落も、鏡六十人、和多田二十人、小麦原十人、畑津(中原を含む)十人となり、新たに丸田十五人が配備された。郷足軽は一年一人三十日の公務遂行義務があり、公務の日は一日一升の手当が給された。

#### 遠見番所

遠見番所も郷足軽から勤めた。遠見番は浦番であり島守でもある。遠見番所は名古屋浦、名古屋古城、呼子浦、神集島かむじま、加部島、馬渡島またらしま、向島の七カ所。番所はないが、警報を告げる狼煙のろしを用意した小屋が山の上にある村は黒塩、杉野浦、星賀、納所のうき、串、小友、相賀あいかの七カ所、中間格ちゆうげんかくの番人二人が各村に置かれた。狼煙の通伝つうでんは、伊万里湾を挟んで、対岸の山代町波瀬から警報を受け、黒塩から相賀まで通伝、対岸の怡土郡鹿家しかかへと送った。

#### 台場

また沿岸十七カ所に大砲台場が作られた。台場には大砲の常備はなかった。台場の所在地は満島、高島、島、星賀。馬渡島には二カ所あった。

高札場 切支丹禁制の高札は村ごとに掲げられたが、いわゆる高札場といったものは次の十五カ所にあった。水島、札ノ辻、鏡、相知、徳末、府招、神集島、小川島、呼子、名古屋、外津、飯屋、星賀、杉野浦、黒川。いずれも交通の要地、人目の多い往還筋か港の所在地であった。飯屋、外津に掲げられた高札は次のとおりだった。

- 一、忠孝札
  - 一、浦々におゐて船を借り候の札
  - 一、毒葉併びににせ薬種売買の儀の札
  - 一、公儀の御船はいふに及ばずの札
  - 一、異國船より抜け荷を買い取り候の札
  - 一、唐物抜け荷の儀に付先年よりの札
  - 一、願うべき儀はその村々役人を以ての札
  - 一、諸國御料所御廻米積み受け候の札
  - 一、御高札の趣の札
  - 一、博奕賭けの諸勝負の札
  - 一、前々より浦々高札相建の札
  - 一、抜け荷密買の札
  - 一、切支丹札
- 以上の十三枚が掲げられた。

以上

### 第五項 往来手形

往来手形 農民や町人が藩の外へ旅行する場合は、農民は代官役所へ、町人は町奉行所へ、農民は庄屋を通し、町人は年寄を通じて、往来手形の交付を願ひ出た。往来手形は旅行の目的と期間を示し、旅行者の身

元を証明した。往来手形は、関所や番所を通過するとき提示が求められた。また取り締りの役人に提示を求められることもあったが、いっぽう手形の所持者が旅先で病気になるれば、国元まで村継ぎで送り帰してくれると説明されていて、藩役人は、これも国恩の一つだといっていた。

急用で近国に旅行の節は、村々の庄屋元に保管されている板往来を借りて、短期間の用足しを行なっていた。漁舟の往来手形は、代官役所の裏印で船奉行が発行したが、商用の船は代官役所の裏印なしに船奉行が往来手形を出した。また、近国の寺社参詣や湯治にいく日雇いの便船往来は代官役所の裏印で船奉行の手形が出された。いずれも本手形のほか、庄屋、年寄の添え状がつけられた。

- 船往来の日限はつぎのように定められていた。
- 一、六十日切り 大坂、紀州、淡路、筑後、天草、島原、



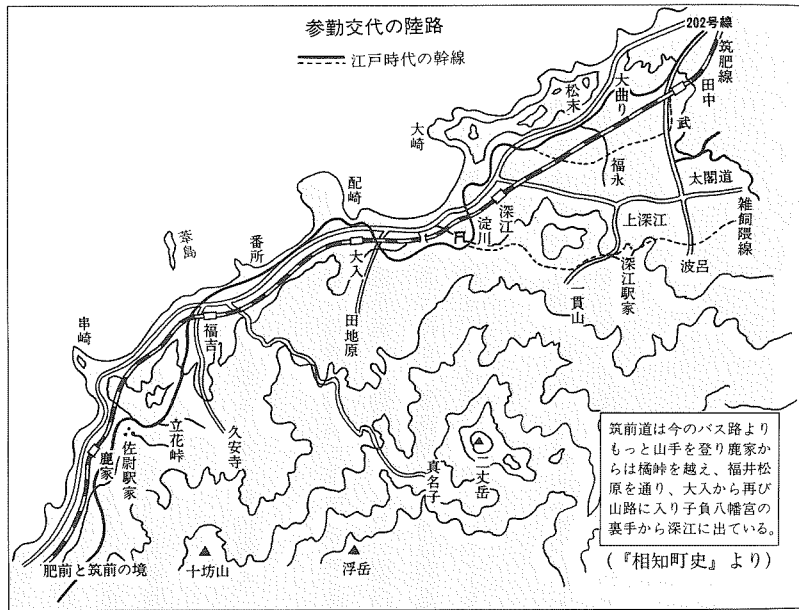
庄屋が保管していた通鑑札

合、交通の発達を推進したのは、中央権力たる豊臣秀吉の軍事的企図であった。

**太閤道と往還道**

秀吉は大陸侵攻の基地として名護屋城を築造し、指揮機関をこの地に進出させた。そして、大坂、名護屋間に第一級の交通線を構築した。すなわち天正十九年（一五九二）には一里ごとに急飛脚二人を置いて情報連絡に欠落のないよう配慮し、文禄元年（一五九二）には駅伝、夫馬及び郵船の設備を施した。秀吉の名護屋陣は数年に過ぎなかったが、この数年の大坂、名護屋間の街道の繁盛ぶりに、沿道の住民は圧倒されたであろう。唐津地方で伝承される「太閤道」はその名残りであり、北九州の沿海を貫通する唐津街道（小倉、若松、芦屋、赤間、畦町、青柳、箱崎、博多、福岡、姪浜、今宿、前原、深江、浜崎、唐津）もその残影とみられる。参勤交代の陸路も大体これを通った。

正保年中の絵図から、唐津藩の主な往還をみると、佐賀領へ出る大串越えの七山道と笹原越えの厳木道、



### 第五節 唐津藩の交通

交通の発達は、その村や町、あるいは地域の経済文化の発達と平行し、相互に影響しあう。しかし唐津藩の場

- |           |                |
|-----------|----------------|
| 一、二百四十日切り | 肥後             |
| 一、百五十日切り  | 北国、丹波、但馬       |
| 一、百日限り    | 江戸、土佐、日向、伊豫、豊後 |
| 一、四十日限り   | 岩見、伯耆、出雲、因幡    |
| 一、八十日限り   | 五島、対島          |
| 一、五十日限り   | 薩摩             |
| 一、二十日限り   | 上ノ関            |
| 一、十五日限り   | 下ノ関、平戸、大村、壱岐   |
| 一、二十五日限り  | 筑前、伊万里         |
| 一、十五日限り   | 長崎（是は六端以上）     |
| 一、九日限り    | 長崎（是は五端以上）     |
|           | 長崎（是は売買に参り候者）  |
- 陸上の往来日限は、前例によって、その時どきに決められていた。

注 端＝反と同意。ここでは帆の広さを指し、六反帆船、五反帆船という船の大きさの区分。



駒鳴越えの大川野道、池ノ峠越えの井手野道の四つの大道があった。巖木道、井手野道は、おおよそ現在の202号線、203号線に近いが、井手野道については、行合野、水溜間の大尾峠付近が大変変わっている。大川野道では現在、駒鳴峠が山林に埋もれて、全く通行不能となったが、駒鳴から先は立派な自動車道である。大串越えは、木浦から桑原附近を通って山端に出、それから亀岳の尾根を越えて大串の西の谷に出た。山端、大串間は現在山林に埋もれて通行不能である。

佐賀領へ越える道はこの他にも、杉山越え、布川越え、鳥巢越え、裏河内越え、船山越え、中ノ河内越え、古河越え、笠椎越え、マサネ越え、岩立越えなどがあった。

領内を横断する大道として、浜崎、鏡、千々賀をつなぐ横大道があり、筑前通りの唐津街道と塚崎(武雄)通りの大川野道を接続した。佐賀藩と交代で長崎警備の主役を演じた福岡藩はこの道を通って勤務に付いた。領内には以上の一街道五大道につぐ幹線として、呼子道、名護屋道、杉野浦道などがあったが、集落間の道路は四通八達して人馬の通行の出来ない所はなかった。ただしその道幅は人馬を通す程度で、街道、大道といっても荷をつけた駄馬が行き違える程度のものであった。

## 宿駅と駄賃

唐津地方で宿駅の備えが設けられたのは、唐津の城下をはじめ、浜崎、徳末、馬場(相知)、巖木、大川野の六カ所、それぞれの宿駅の高札場には伝馬札が掲げられていた。唐津の場合の伝馬札は次のとおりだった。

## 「 定

一、公儀伝馬継ぎ飛脚等急度出すべき事。

附けたり、往来の人馬風雨夜中にかぎらず、滞りなく申し付くべき事。

一、唐津より浜崎迄 壱里十三丁

半駄賃 同 三十五文

一、唐津より徳末迄 貳里二十八丁

半駄賃 同 五十五文

一、唐津より馬場迄 三里十三丁

半駄賃 同 五十五文

一、唐津より名護屋迄 三里二十二丁二反

半駄賃 同 六十六文

一、唐津より呼子迄 三里十八丁四反

半駄賃 同 六十四文

一、人足賃は馬の半分たるべき事。

一、宿賃の事、薪代共に主人は十式文、下は六文宛、馬<sup>びま</sup><sub>疋</sub>十式文たるべき事。

一、人馬の賃、宿賃以下定の外増銭取るものこれあらば、五十日籠舎(牢屋)申し付くべき事。

右の旨堅く相守るべき者也。

元禄四年未(一六九二)六月三日

当時の名護屋、呼子も宿駅の一つと思われるが、人馬の継ぎ立てはしていないので、伝馬札はなかったようだ。御定賃金は元禄以来据え置かれたが、低額のため総町や助け合いの組村から割り増し賃金が出された。天保七年(一八三三)の例では、唐津、馬場(現在の相知町相知)の御定賃金本馬七十六文に九割五分の割り増し賃金七分が加算、人足賃は本馬の半分七十四文で決済された。

平戸松浦侯、仮

屋に上陸し参府

また、大名や幕府の役人が領内を通行するとき、多数の人馬を提供しなくてはならない。例えば元禄十七年(一七〇四)三月四日、平戸の松浦侯が参

勤交代で参府の折、玄海町仮屋に上陸して、陸路江戸に向かったが、その時、臨時の駄賃馬六十疋、人足百六十人を提供した。このような場合は、伝馬役は領内全体で勤めねばならないが、これを助け合いといった。すなわち、呼子、名護屋駅の助け合いは赤木、名古屋、打上、今村、有浦、馬部、入野の各組であり、大川野、馬場、徳須恵、厳木駅は、残りの二十組が助け合いとなった。助け合いはいわゆる助郷の意味か。当時の通信手段である飛脚業については、木綿町の益田屋(大西姓)清兵衛が営業していた。益田屋は馬指として、



平戸・松浦侯が参勤交代で上陸した仮屋浦(玄海町仮屋)

唐津駅の人馬継ぎ所を請け負い、大年寄の指示で駅伝の公務を勤めた。領内の他の宿駅は、その所の大庄屋が問屋場を引き受け、人馬継ぎ所の世話に当った。

注 馬指、馬差とも書く。江戸時代、宿駅および助郷人馬に対する荷物の差配をする役をいう。

当時の運搬手段を考えてみると、一般に車両の利用は普及せず、人馬の肩力に頼っていた。しかし、車両の利用が全くなかった訳ではなく、地車の類はあったようで、石炭山では開発の初期から、直径一尺か尺五寸前後の板車を付けた石炭運搬車が使用されていた。唐津の曳山も、浜崎の祇園山も板車類似のもので、市中での車両の使用も少しはあったかもしれない。また山付きの農村では轆ちぢの使用が普及していた。

水上交通は船という便利な運搬手段が自由に使える、古来から遠隔地間の人物移動や貨物運搬を容易にした。道路交通が、地理的な困難もさることながら、人馬の肩力、脚力を主たる運搬力としたことと比べると、船の運搬手段は格段の相違があった。

川舟が発達

水上交通には河川と海洋の利用がある。松浦川の利用は、東川筋では鷹取村(相知町大字鷹取)付近まで、大

川野筋では駒鳴村(伊万里市大川町駒鳴)付近まで、波多川筋では行合野村(北波多村大字行合野)付近まで、川舟の往来が可能であり、川舟往来の土場(河岸)が各所に作られて、年貢米、石炭、諸納物そ



昔は物資輸送の川舟が運航していた松浦川

の他、普請材料、薪、木炭などが運搬された。川船の運航については、材木町が特権を保持した。河川の延長としての、堀川の利用も見逃せない。町田川から大手前の八軒町に通じた柳堀にも川船が入り、刀町、呉服町、中町への荷揚げ場が、大手口付近に設けられた。また船宮橋辺から十人町を通って、同心町辺で町田川に合流した外町の堀川も、明治以前は教安寺前辺りまで川船が入っていた。

穀船が発達

外洋に面した浦島への貨物の輸送は穀船によった。領内には安政（一八五四）のころ、百十七隻ほどの穀船があり、その内三隻は二、三百石積みのもので、瀬戸内や大坂辺まで上下した。このころ唐津に入港した諸国廻船は、三反帆あるいは四反帆の穀船で、乗り組も船頭、水主とも三、四人という八十石前後の小形船が多かった。大形の廻船は呼子に入港したものかもしれない。呼子からはたびたび、穀船や運搬用の伝馬船が唐津に入っていた。

注 廻船 二百石以上の海船を称した。

諸国廻船は、市中の船問屋を通じて、満島の川口番所に入港の届を出し、積荷を報告して、船問屋に滞在し、積荷の売りさばきに奔走した。船問屋は船宿であり、荷受け問屋でもあった。市中の船問屋は十四軒ほど、領内の浦島にも船問屋があったが、専業というわけではなかった。呼子には六十四軒の問屋が軒を連ねたが、ここも取引のための港というより、休養のための港であった。

諸国廻船に唐津領から積み出すものは、鯨、鯨油、石炭、紙といわれ、移入するものは、煙草、木綿、塩などといわれた。水野時代の記録に「運上銀覚」というものがあり、川出入りの十品運上といわれるものに近い内容なので、唐津藩の領外との交易事情を知る一つの手掛りとして次に掲げる。

「運上銀覚

- 一、操綿老本に付き銀壹匁貳分 内九分納、三分役料
- 一、上多葉粉九拾五斤に付き同壹匁貳分 内九分納、三分役料
- 一、下同八拾斤に付き同八分 内五分五厘納、二分五厘役料
- 一、旅胡麻三斗三升に付き同八分 内六分四厘納、壹分六厘役料
- 一、鉄刀金壹駄に付き銀八歩 内六分四厘納、壹分六厘役料
- 一、布木綿拾反に付き同六分 内四分八厘納、壹分貳厘役料
- 一、旅鯨油壹挺に付き同八歩 内六分四厘納、壹分六厘役料
- 一、種油白綾油壹斗に付き同六分 内四分八厘納、壹分貳厘役料
- 一、鬢付蠟五斤入り同五歩 内四分納、壹分役料
- 一、茶五貫目入り老本に付き錢八文 内六文半納、壹文半役料
- 一、綿実拾貫目入り同八文 内六文四分納、壹文六分役料
- 一、加布里塩壹俵に付き同三文 内貳文四分納、六分役料

右は諸色運上銀取立役として魚屋町小島屋権右衛門、大石町中道屋治吉と申す者へ申し付け置き候。

当時は貳貫八百目打ち切り

内五百目呉服屋より反物分出し

引き残り貳貫三百目の高の由

日付はない。小島屋、中道屋は船問屋総代だったか。分、歩とも貨幣の単位で一兩の四分の一をさす。

## 第六節 唐津藩の産業

唐津藩の産業については、第二章第三節第六項の中の肥前国産物絵図の中でも当時の状況を説明しているが、藩体制の経済的基礎は年貢米の収納にあったので、唐津藩の産業については、何といっても農業を第一に取り上げねばならない。次にわが町に直接関係あるものとしては漁業。江戸時代でも盛んだった製紙。さらに一般的だが石炭。それに焼き物、石工業についても記しておきたい。

### 第一項 農業

唐津藩の基礎産業としての農業を、歴史的に観察するためには、農地、農具、作物、肥料の変遷を知らねばならないが、それを知る手掛かりは少ない。

#### 新田開発と高い石盛

新田の開発は、年貢収入を増収する第一の手段であり、唐津藩では元和検地（二六一六）以前、すなわち慶長年間（一五九六）において、めぼしい開発可能の場所は一応開発し尽くされたものと思われる。記録で確かな有浦の新田や、鏡の新田なども、慶長期に潮止めの築堤工事は完了しており、元和年中に、耕作可能な田地に熟成したものではないか。

一般に、寺沢氏は元和検地の結果、松浦郡で一万七千石余、また恰土郡で八千石ほど拝領高を超過した。この

超過分は新田開発の結果と評価できる。ところで、唐津藩では農民が、暮らし向きの難渋を訴えるとき、「盛高畝辛」とか「高太人少」などという言葉で土地柄を現わしている。「盛高畝辛」とは、検地に際しての、反当りの石盛が所によって四石以上のことがあり、平均して、幕領の倍にもなっていた。その上、耕地の測量に際しても、少しの余裕も与えないほどに厳しかった。「高太人少」とは、村高や藩の石高が実際の場合より大きく、それに比較して農民の数が少ないことをいった。

「盛高畝辛」については、『松浦記集成』のうちの元和検地の項に、「古高に引き合わせ打ち出し高余計相増し、百姓難渋の時来り、免、石盛高く、反米莫大に進み、凡そ日本国中に類例これなき程の由、殊に田畑竿詰まりの上、嶮岨の山畑の永続ならざる場所、或は茶、桑、楮までも、畑年貢の外に高入れ、皆田米より年貢償い候故、豊年にも作徳これなく、平年作たりとも取り続き兼ねる村方多くこれあり」とある。しかし、この言い分についても疑問がある。「盛高畝辛」というが、その裏には膨大な隠田が存在したと思われる。

#### 明治の地租改正による

##### 玄海町内の田畑反別

明治になって地租改正があり、土地に対する課税を税制の中心において、新しく土地の測量を行ったが、その結果は東松浦郡において、旧藩時代の畝数五千六百四町二反四畝六歩に対して一万四千四百四十町五畝五歩と増加している。これを玄海町内の例でみると、諸浦村の場合で田地十町七反余が二十二町三反余と倍増し、畑地で五町一反余が十五町八反余と三倍にも増加している。また今村の場合は、田地二十七町余が四十九町九反と倍近く増加し、畑地では二十八町二反余が百四十二町七反余にも増えていた。いずれにしても農地が増えることは、農業経済発達の一要因でもあった。

##### 農具と牛馬

次に農具について考えてみると、鋤や脱穀用具などは全国水準の程度には普及していたものと考えられる。大名の参勤交代や転移封に伴う家臣団の移動、あるいは農民層の社寺参詣や湯治遊山な

浦島の住人は漁業者とは限らず、農民、商人が混在した。嘉永年中（一八四八）の記録では浦島の総人口一万三千三人の内、漁業者四千八百六十一人、商人千七百五十四人、農民六千三百八十八人となっており、玄



網漁業も盛んだった外津浦（玄海町外津）

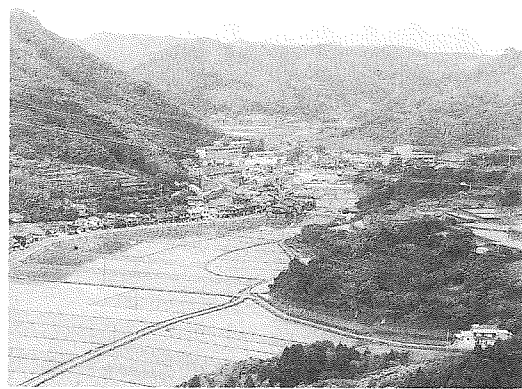
浦分と連上 唐津藩で、浦分が地方から行政的に分離されたのがいつか、明らかでないが、今村から分離した外津浦や田野村から分離した高串浦は『寛文印知集』に出てくるので、大久保氏の時代の独立と認められる。

唐津藩の浦数は二十四カ浦、島数十一島と記録にあるが、漁業の営まれた浦島は現実には三十カ所、その浦島名は満島、大島、高島、妙見浦、唐房浦、相賀浦、湊海士分、神集島、小友浦、呼子浦、名古屋浦、名古屋海士分、波戸浦、加部島、小川島、加唐島、馬渡島、外津浦、飯屋浦、葛津浦、京泊浦、駄竹浦、向島、星賀浦、晴気浦、高串浦、杉野浦、大浦浜、畑津浦、黒川浦であった。

とある。干鰯などの金肥よりも、山草と尿の混合肥が、米の収穫には良かったようだ。有浦新田も藩政時代は山草を利用し、その山草は牟形上場や石田の原野から「採ること勝手」の藩の許可で採集していた。

## 第二項 漁業

ど、加えて商品経済の普及は、国内の文化状況を均一化した。ところで唐津藩の場合、注目したいのは農業における牛馬の普及。延享三年（一七四六）の記録では、郷方の軒数一万二千七百四十七に対して牛千八百七十三匹、馬千二百四十二匹となっている。郷方の軒数には漁業や商家も含まれているが、そのことは別にして、牛馬の普及率は一軒当り〇・二四匹となる。ところが天保九年（一八三八）の例では、軒数一万千十一に対して牛四千九百八十九匹、馬三千百六十七匹となり、一軒当り〇・七四匹にもなる。牛馬の普及を、牛馬耕の普及とすると、農業生産の発展段階はかなりの水準に達していたと思われる。もともと牛馬の飼育は、牛馬耕を目的とするほか、運搬や厩肥の取得を目的とすることもあった。ちなみに唐津地方には大地主は存在せず、せいぜい二十町地主が一兩人いた程度であり、貧富の差を訴えることも少なかった。



藩政時代は牟形や石田の山草を肥料に使っていた有浦新田

作物については、特記することもない。商品作物といわれる木綿や採種も自家消費くらいだったようだ。藍や甘蔗、あるいは紅花なども栽培が試みられたが成功しなかった。肥料については次のような記録がある。

肥料 「屎入れ方山草なり、干鰯入れ候へば草出来は宜しく候へ共実入りあしく、仍て干鰯は入れ申さず、草屎は稲不出來に相成り候へ共、米実入りは至つて宜敷く相成り候とて、皆々草屎のみに御座候」

海町の場合、外津浦で人数三百九十三人の内、漁業者百九十人、農民二百三人となっており、仮屋浦の場合は人数五百九十二人の内、漁民二百九十人、農民三百二人となっている。文字通り半農半漁の村であった。浦島から上納された諸運上は次のとおりだった。

- 諸網運上 網数五百十九帖（金にして八十両ほど）
  - 魚漁運上 漁獲物の他所出しに對して、運上銀百四十貫目余（金にして二千百五十四両ほど）
  - 鮪網運上 鮪網三十三カ所に對して、運上銀二貫四十匁余（金にして三十一両ほど）
  - 鯨組運上 運上銀八十六貫目（金にして千三百二十三両ほど）
  - 釣り船運上 釣り船七十八隻に對して、運上銀三百十四匁五分（金にして五両ほど）
  - 塩浜運上 高島、黒川、二カ所にて焼く。運上銀およそ五百七十七匁（金にして九両ほど）
- 以上、総計金にして三千六百両ほどであった。

外津、仮屋浦の諸運上 諸運上について、玄海町の場合を記すと、

「外津浦

- 一、銀二十八匁八分 鱒網四帳（但一艘五分ずつ）
- 但し一帖七匁二分ずつ
- 一、銀三匁六分 小鱒網一帖
- 一、銀十九匁五分 鯖釣り三十九人（但し一人五分ずつ）
- 一、銀一匁五分 海鼠曳き船三隻
- 一、銀七匁二分 鱒網一帖
- 一、銀三匁六分 小鱒網一帖
- 一、銀百六十八匁 鯛百五連（但一匁六分ずつ）
- 一、銀二匁 鯡小河岸網一帖

一、銀七匁二分 小鱒網二帖

但一帖三匁六分ずつ

ノ二百四十一匁四分

仮屋浦

一、銀九十三匁六分 鱒網十三帖

但七匁二分ずつ

一、銀七匁二分

一、銀四十五匁

但一本五匁ずつ

一、銀六匁九分

但一本二匁三分ずつ

一、銀二十一匁六分

但一帖七匁二分ずつ

一、銀十四匁四分 底引き網二帖

但七匁二分ずつ

一、銀三匁六分

一、銀三十匁 諸漁網二帖

但一帖十五匁ずつ

一、銀三匁 河岸引船六隻

但一艘五分ずつ

一、銀四匁五分

一、銀八匁

一、銀十六匁五分

但一人五分ずつ

一、銀四十八匁

但一連一匁六分ずつ 代銀納

一、銀五匁

一、銀七匁二分

一、銀十四匁四分 底引き網二帖

但一帖七匁二分ずつ

一、銀三匁

但一帖一匁五分ずつ

一、銀八匁

但一艘四匁ずつ

一、銀一匁 若海布定請け

代銀納

文化三寅年

小田尻

一、銀二匁

投網一帖

一、銀百五十匁

海士子

一、銀九匁

投網三帖

一、銀七十五匁

鮪網

但一帖三匁

一、銀五匁

鮑鉾一本

一、銀二匁

河岸網一帖

一、銀十五匁

小諸漁網一帖

一、銀十五匁

鮪網一帖

是は近頃不漁に付止願濟

元五分一場

佐久目

一、銀六百匁

鮪網一帖

一、銀十二匁

鮑他所出し運上

一貫匁九分

文化四卯年

福浦

一、銀百五十匁

鮪網

文化九申年

高浦

一、銀百五十匁

鮪網



さまざまの網漁業が盛んだった仮屋浦(玄海町仮屋)

文化十丙年

梅ヶ坂

一、銀百匁

鮪網

右鮪網五ヶ所御改に付文政七申年四月□□出に相成。

高岩

一、銀百二十匁

鮪網

右の場所子年より未年迄明け浦に御座候処、先年請け浦運上銀百匁、外に漕合網代捨て運上銀式十匁、締めて百式十匁に長年受け浦に相続來り候。その後追々銀式貫四百匁迄に相成候場所柄に御座候。右漕合網代□□の場所に御座候え共、是迄往古より鮪□□□に付捨て運上差し出し候。文政末(一八三三)十二月

浦方に海士分、釣分と称する所がある。ここでは、海士役、釣役と称する公役を勤めた。海士役は、一人一日に

鮑一貝、一カ月に榮螺十貝を負担する本役と、一カ月に鮑四貝、榮螺二貝を負担する半役とがあった。

釣役は一人一カ年に鯛二十枚を負担する本役と、一カ年に鯛三枚を負担する半役とがあった。海士役は呼子、名護屋、湊にあったが、釣役は呼子、外津、高串にあった。しかし外津だけには釣分の呼称がない。外津の釣役は本役九人、半役八人で、一年に鯛二百四枚の負担であった。



古くから請け浦の良い漁場があった高岩付近(玄海町仮屋)

組村別製紙高一覧 (安政六年)

組 村 名	半 紙	白 保	そ の 他
和 多 田	丸 <sup>ノ</sup> 147.1	丸 <sup>ノ</sup> 149	管紙3,000枚
鏡	319	372	新板15丸
久 里	816	869	
相 知	126	86.3	永仙150束、半切50,000枚
徳 須 惠	516	318	
井 手 野	481.1	29.5	上半紙2丸
畑 川 内	342.2	35	永仙918束、半切46,200枚
黒 川	24.3	13.2	
板 木	271	303	永仙48束
神 田	111.3	111	
切 木	48.3	39.3	
入 野	137.2	114.2	
有 浦	112	244	
今 村	11.4	12.1	
名 古 屋	8	8	
打 上	15	24.5	
赤 木 部	21	13.3	
馬 志	35	30	
佐 志 村	丸 <sup>ノ</sup> 146	丸 <sup>ノ</sup> 169	
小 計	丸 <sup>ノ</sup> 3691.2	丸 <sup>ノ</sup> 3087	
伊岐佐御渡所	308	308	
重川内 "	61.3	61.3	
総 計	丸 <sup>ノ</sup> 4060.5	丸 <sup>ノ</sup> 3456.3	永仙1,116、束新板15丸 半紙96,000枚、管紙3,000枚 上半紙2丸

負担は、鯛一枚につき米一升二合に換算され、この米二石五斗五升が浦方役所に上納された。干匏や煎海鼠、干匏や煎海鼠などの俵物は、浦島に請負高が割り付けられており、唐津藩内からは煎海鼠が外津、飯屋からも八千三百三十斤、干匏五千五百斤が長崎の俵物会所に送られた。煎海鼠の買い上げ値段は一斤につき二百三十文から四十文。請負高は金にして二百十三兩ほどになる。干匏の買い上げ値段は一斤につき銀二匁二分五厘。請負高は金にして百七十三兩ほどになった。煎海鼠の請負高には外津浦の二百五十斤、飯屋浦の四百斤があった。また干匏の請負高には飯屋浦の三百斤が含まれていた。

## 第三項 製紙

## 楮植え付け奨励

紙方役所が設置されたのは天明七年(二七八七)らしいので、このころから製紙事業が藩営事業として推進されるようになった。紙方役所の仕組は、楮の植え付け促進とその買い付け、及び買い付けた楮の紙漉きを農家に委託し、漉きあげた紙を集荷して大坂の蔵屋敷に送り出すことになった。楮の植え付けを領民に強制して、しかも買い値は市価の三分の一にしようとして、虹ノ松原一揆の原因にもなった。

水野氏時代の紙方役所の運営状況は明らかでないが、小笠原時代になると次のようであった。

楮の買い付けは、その年の売り渡し高についてあらかじめ請け書を提出させ、その数量の確保を図った。請け楮には、天保年中(一八三〇)にはじまる八万貫楮と弘化年中(一八四四)にはじまる御主意楮とがあった。八万貫楮は文字通り八万貫の楮を提出することを請け合い、御主意楮も八万貫を請け合ったものらしい。実際には多少の出入りがあり、嘉永元年(一八四八)の実績で、二口の合計で十四万七千三十七貫五百五十匁となってい



る。楮買い上げの値段は、八万貫で十貫匁に付き七三錢十五匁九分五厘ずつ、御趣意で十貫匁に付き七三錢二十匁、末楮はその半額であった。

半紙一丸(二万二千枚)を漉き出すのに楮二十七貫匁が割り当てられ、白保紙一丸には十六貫匁の楮が割り当てられた。白保紙には多分に黒皮が漉き込まれている。嘉永元年(一八四八)の楮請負高十四万七千貫匁余に対し、漉き出された紙は、半紙で三千四百五十四丸五締め、白保三千二百十五丸、その他に生半切り八万枚、新板十九丸、永仙紙千八百三束となっていた。その金額面は不明。

組村別の、製紙高の状況は、安政六年(一八五九)の記録で前表のようになっている。この表で旧藩時代、玄海町内でもかなり製紙されていたことがわかる。なかでも有浦では、享保年間(一七二六)に製紙が始まったと伝えられている。

#### 第四項 石炭

##### 石炭採掘

岸山村で石炭が発見されたのは享保(一七二六)とも、宝曆(一七五二)とも伝えられるが、天明四年(一七八四)に藩の石炭専売が実施されるころには、岸山村には九カ所の坑口が開かれていた。掘り出された石炭は、焼石すなわちガラにして一俵七十二文から八十五文で売りさばかれた。当時焼石は筑前表へも移出されていたので、その値段も筑前相場を基準とした。焼石一俵の諸掛りは、三十文が掘り出しと焼き詰めるための賃銭、五文が河岸までの運賃、六文が俵詰め費用、五文が川下りの船賃、三文が石炭問屋の手数料、二文が石炭山元の庄屋の役料ということで締めて五十一文であった。一俵の売り値が八十文であれば、二十九文の

利益になった。

また焼石に不向きな石炭は生石として売り出しが、生石として売り出す石炭は百斤を一俵として売りさばいた。生石の諸掛りは五十三文になったが、生石一俵は焼石にすると一俵半にもなるので、生石の利益は少なかった。石炭の専売制は、藩主が水野忠鼎から忠光に代わる文化二年(一八〇五)には廃止されたようだが、その間の専売制の実績は、焼石で五百二十九万九千八百八十四俵、利益金は錢一万七千六百六十四貫八百六十一文。生石で三百七万五千十俵、利益金は錢で八百九十一貫二百四十二文となっていた。利益金の合計は一万八千五百六十三文、金に換算して三千兩ほどにはなった。

文政四年(一八二二)の御国益方設置と同時に産物方が設置されたが、その取扱品の一つに石炭があり、このころ藩では、石炭先進地の筑前から山師を呼んで、領内の石炭埋蔵地を探索させている。唐津藩の石炭生産は文政期(一八一八)に急速に拡大したようだ。天保十一年(一八四〇)における岸山村の状況は、坑口十二カ所を出炭高二百二十五万斤、焼石四百五十俵ほどで、生石百斤につき代錢百五十文であった。出炭の諸掛りは、掘り賃三十五文、棟梁一文、村方一文、土場世話料一文、問屋二文、仕繰り並びに水引き賃八文、勘場一文、駄賃三十文、元方世話料六文、庄屋一文、柱木代二文、地賃二文、山本道並びに水島一文、上げ荷十一文の計百二文となっており、益金は十三文の計算となっていた。庄屋役料は、前々二文のところ、天保九年(一八三八)からは不景気のため一文に切り下げられた。天保十二年の出炭高は生石炭で五百四十四万五千斤、焼石二千二百四俵であった。

##### 炭方役所

天保十三年(一八四二)五月、満島に炭方役所が設けられたが、ここは地方役所の出張所といったところ。また、これまで地方役所と石炭山元方との間に介在した石炭問屋は否定され、炭方役所と元方とは直接に接渉することになった。このころ岸山村の炭山には百五十人の掘り子が抱えられていた。

天保末年ころの相知、梶山の出炭状況は明らかでないが、唐津石炭の主力は岸山村にあったものと考えられ、岸山村の出炭状況は天保十三年（一八四二）には生石炭千六百三十三万五千斤、焼石六千四百七十二俵。弘化元年（一八四四）、生石炭八百三十三万三千斤、焼石六千七百八十七俵。弘化三年（一八四六）生石炭七百二十五万三千五百斤、焼石二万五千五十一俵（但し小俵六貫）だった。（関連記事、第三節第七項十七、炭方役所の設置参照）

安政六年（一八五九）には、安政の条約の結果、長崎における石炭の需要一億斤が生じ、その内の七千万斤が唐津石炭に期待されたという。このころから急速に唐津石炭の生産が増大したようだ。

玄海町内でも藩政末期には、飯屋、牟形、大串新田で石炭の採掘が行われていたらしい。安政二年（一八五五）十月、飯屋浦元方（石炭山元）良三郎というのが「大串新田明神下で、石炭山一カ所仕操り（試掘）に成功、発掘したい」と、庄屋から地方役所へ願い出ている。（大串新田庄屋『伊藤文書』）

### 第五項 焼き物

唐津焼 「一楽二秋三唐津」と評される唐津焼。その起源ははっきりされていない。ただいえることは十六世紀、明の嘉靖時代に書かれた『籌海図編』の中に「彼ら（倭寇）に降った職人たちは、十分に賞物を与えるので、道具を取りそろえるのに便である」とあり（『倭寇史考』）、このことは松浦党の倭寇たちが、職人たちを優遇したことを記しているもので、大陸から陶工を連れてきたことを表しているともよい。

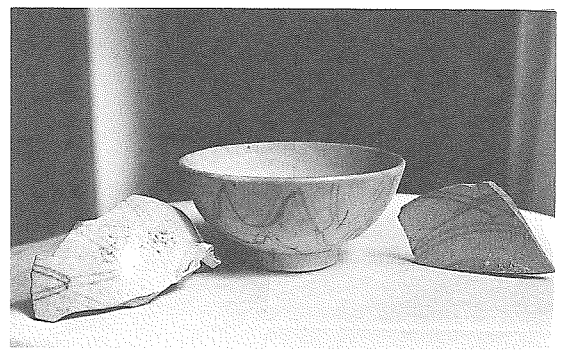
とにかく秀吉の朝鮮出兵以前に、岸岳城周辺で製陶が行われていたことは、この時代の窯跡があることからもうなずかれ、唐津焼の起源は倭寇とも関係がありそう。

諸浦窯 現在の唐津焼になったのは、もちろん秀吉の朝鮮出兵後のことであるが、旧藩時代には藩窯としても作っていた窯があった。

旧藩時代、玄海町内でも焼かれていた。「諸浦窯」として名だけ知られているが、窯は諸浦の水源池の近くににあった。いつから、だれが焼き、いつ終わったかは知る資料がない。

製品は破片などから、半陶磁器で、呉洲染付けの割り筆描き唐草文絵の食碗や梅絵丸型の煎茶碗、底に蛇の目紋を焼いた小皿などがあつた（『肥前陶磁考』）。長崎県波佐見町の高尾古窯の出土品の中に、同一文絵の破片があるので、諸浦窯はこの高尾古窯と何らかの関係があつたのかもしれない。

伝説的話になるが、神功皇后が三韓征伐からご帰国のとき、太良官者（大良村）、小次郎官者（小十官者村）、藤平官者（藤平村）を召し連れ、それぞれの村に住まわせて陶器を製造させたとある（『松浦記集成』）。唐津市梨川内の小十村から陶片が出ているので、窯場があつたのは確実。さすれば玄海町藤平にも、窯場があつたかもしれない。



諸浦窯の食碗の完全品と破片（山口賢実氏蔵）。完全品はほとんどないといわれている。

## 第六項 石工業

唐津藩小笠原氏末期ごろの藩内の職人数は、大工百八十八人、木挽<sup>こびき</sup>五十七人、樋師<sup>とくし</sup>、屋根師<sup>やねか</sup>合わせて百二人、かわらふき師十一人、カヤ屋根ふき師十三人、石工六十三人がいたという記録がある。（『東松浦郡史』）

このうち石工の数では、秀吉の名護屋築城の折、石工の棟領だった徳永九郎左衛門の系を継ぐ町内値賀川内の石工が一番多かっただろう。文化十一年（一八一四）出来た唐津雄岳山の水野忠光公の墓碑造りに従事した値賀川内石工の数が、四十名とある（『値賀史』）。それほど当時としては、石工業は今村組の大きい産業であった。田畑、屋敷、道路などの石垣作りばかりでなく、墓碑、石橋、狛犬<sup>こまぬ</sup>、灯ろうなど、すばらしい作品を各地に残している。町史下巻には、この町内石工業の発展の歴史について、現代も含めて詳記することになっている。それには各地に残されている名工の作品や、今は期限満了した玄海町座川内採石場の五十年採石契約などについても、記述する考えている。

## 年表 I

# 地質年代表